

改 正 後	改 正 前
措置法第33条（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例） 関係 （収用等又は換地処分等があった日） 33 - 7。 (1)。 (2) 又は土地改良法第 54 条第 1 項(換地処分)) の規定による換地処分があった場合 又は土地改良法第 54 条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日 (3) 農業振興地域の整備に関する法律又は農住組合法による交換分合が行われた場合 農業振興地域の整備に関する法律第 13 条の 5((土地改良法の準用)) 並びに農住組合法第 11 条((土地改良法の準用))。 (4)。 （代替資産の取得の時期） 33 - 47 及び同法第 13 条の 2 に規定する <u>経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却を除く。</u>)。 （代替資産についての特別償却の不適用） 33 - 48 同法第 13 条の 2 に規定する <u>経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却を除く。</u>)。	措置法第33条（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例） 関係 （収用等又は換地処分等があった日） 33 - 7。 (1)。 (2) 又は土地改良法第 54 条第 1 項(換地処分)) <u>(農用地整備公団法第 23 条第 2 項(土地改良法の準用)) において準用する場合を含む。)</u> の規定による換地処分があった場合 又は土地改良法第 54 条第 4 項 <u>(農用地整備公団法第 23 条第 2 項において準用する場合を含む。)</u> の規定による換地処分の公告のあった日の翌日 (3) 農業振興地域の整備に関する法律、<u>農用地整備公団法</u>又は農住組合法による交換分合が行われた場合 農業振興地域の整備に関する法律第 13 条の 5((土地改良法の準用))、<u>農用地整備公団法第 24 条第 2 項(土地改良法の準用)</u> 並びに農住組合法第 1 条((土地改良法の準用))。 (4)。 （代替資産の取得の時期） 33 - 47 及び同法第 13 条の 2 に規定する <u>中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増償却を除く。</u>)。 （代替資産についての特別償却の不適用） 33 - 48 同法第 13 条の 2 に規定する <u>中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増償却を除く。</u>)。

改 正 後	改 正 前
措置法第33条の4（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）関係 （「許可を要しないこととなった場合」等の意義） 33の4 - 2の2。 (1)。 (2)、<u>都市基盤整備公団</u>、.。 措置法第34条（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）関係 （特定土地区画整理事業の施行者と買取りをする者の関係） 34 - 1。 (1)、<u>都市基盤整備公団</u>、.。 (2)、<u>都市基盤整備公団</u>、.。 (3)。 （宅地の造成を主たる目的とするものかどうかの判定） 34 - 1の2 地方公共団体及び<u>都市基盤整備公団</u>以外の者。	措置法第33条の4（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）関係 （「許可を要しないこととなった場合」等の意義） 33の4 - 2の2。 (1)。 (2)、<u>住宅・都市整備公団</u>、.。 措置法第34条（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）関係 （特定土地区画整理事業の施行者と買取りをする者の関係） 34 - 1。 (1)、<u>住宅・都市整備公団</u>、.。 (2)、<u>住宅・都市整備公団</u>、.。 (3)。 （宅地の造成を主たる目的とするものかどうかの判定） 34 - 1の2 地方公共団体及び<u>住宅・都市整備公団</u>以外の者。